

船舶事故調査報告書

平成28年3月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月31日 13時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大物 ^{だいもつ} 東方沖（琵琶湖西部） 大物基地四等三角点から真方位106°890m付近 （概位 北緯35°12.6′ 東経135°56.5′）
事故の概要	プレジャーボート ^{プレジャー} NAO-7は、北北西進中、また、水上オートバイ ^{オートバイ} RINA・AYUは、東進中、両船が衝突した。 RINA・AYUは、船長ほか2人が負傷し、右舷船首外板に擦過傷、ハンドルに曲損等を生じ、また、NAO-7は、船首、左舷船首外板等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成26年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート NAO-7、5トン未満 250-19206滋賀、合同会社新戦組 9.68m (Lr) × 2.38m × 1.50m、FRP ディーゼル機関2基、382.46kW（合計）、平成2年4月 B 水上オートバイ RINA・AYU、0.1トン 270-44931兵庫、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、95.60kW、平成15年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 43歳 一級小型船舶操船士・特殊小型船舶操船士・特定 免許登録日 平成23年7月15日 免許証交付日 平成23年7月15日 （平成28年7月14日まで有効） B 船長B 女性 16歳 特殊小型船舶操船士 免許登録日 平成26年6月11日 免許証交付日 平成26年6月11日 （平成31年6月10日まで有効） 同乗者B ₁ 女性 12歳

死傷者等	A なし B 重傷 2人（船長B及び同乗者B ₁ ）、軽傷 1人（同乗者B ₂ ）
損傷	A 船首、左舷船首部外板等に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷、ハンドルに曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏、水温 約28℃
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、大津市青柳浜北東方のプライベートビーチに向け、大物東方沖を約45km/hの速力で北北西進中、船首近くを水上オートバイが左方から右方に航行していったので、船長Aは、危ない船がいると思って目で追い、視線を戻したところ、左舷船首付近に初めてB船を認めた。</p> <p>船長Aは、危険を感じて機関を後進に入れ、同乗者Aと共に止まれと言って手を振ったものの、平成26年8月31日13時00分ごろ、大物東方沖において、A船の船首とB船の右舷船首とが衝突した。</p> <p>A船は、衝突後、後進したところ、船長Aが、湖面に浮いている同乗者B₁、他の同乗者（以下「同乗者B₂」という。）及びB船上で倒れている船長Bを認め、本事故の発生に気付いて駆けつけた他の水上オートバイと共に救助に当たった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bの船首側に同乗者B₂を、その船首側に同乗者B₁を乗せ、遊走の目的でビーチ付近の砂浜を発進し、大物東方沖を約25km/hの速力で東進中、接近してくるA船を避けるため、左舵を切ったものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、救急車で病院へ搬送され、同乗者B₁は、頭部等を負傷して本報告書審議時においても入院中であり、船長Bは、頭部等を負傷して約3か月間の通院加療を要し、同乗者B₂は、右示指挫創等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの着座状況、写真3 B船、写真4 衝突状況（A船とB船の損傷の一番激しいところが一致）、写真5 衝突状況（衝突角度は、ほぼ直角） 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、衝突の数秒前、A船が北北西進している進行方向を時計の12時とし、短針で09時30分から10時00分の方向約80～100mに初めてB船を認め、危険と思い、瞬時に速力を落とした。</p> <p>船長Aは、B船にもっと前から気付いていたら、衝突するかしんないか分かったと思った。</p> <p>船長Aは、機関を中立、後進に操作し、速力が約40～50km/hから約10～15km/hまで減速したときにB船と衝突したと思った。</p>

	<p>船長Aは、衝突後、A船の主機が停止していることに気付き、主機を起動したところ右舷主機が始動しなかった。</p> <p>同乗者Aは、同乗者B₁がB船の一番前に乗ってどこに手を置いていたか覚えていないが、船長Bが操船していたならば手を届かすため立っているはずなのに覚えていないので、同乗者B₁が操船していたと思った。また、同乗者B₁が驚いて思考ができなくなり、動きが止まって突進して来ていると思った。</p> <p>同乗者Aは、B船がA船の左舷船首方から接近して来たと思った。</p> <p>B船の取扱説明書には、操船方法に関し、次のとおり記載されている。</p> <p>航走中ずっと同乗者はバランス保持のため両足をデッキにおき、すぐ前の人の体につかまるか、シートバンドをつかんでおいて下さい。そうしないとバランスを失ってけがをすることがあります。決して同乗者は、操縦者の前に乗せないで下さい。</p> <p>船長Bは、本事故によって生じた負傷により、本事故前後の記憶を喪失した。</p> <p>同乗者B₂は、船長BがA船がB船に向かって来ている旨を言った後、危ないので避けようかと発言し、少し左転したところにA船が急に曲げてきて衝突したと思った。</p> <p>船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂の身長はそれぞれ、約164cm、140cm台及び約161cmである。</p> <p>B船は、船長Bが黄色とピンク色、同乗者B₁が青色と白色、同乗者B₂が黄色と青色の救命胴衣を着用していた。</p> <p>A船とB船の衝突角度は、ほぼ直角であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、大物東方沖を北北西進中、船長Aが、船首付近を左方から右方に通過した他船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に至近で気付き、機関を後進にかけたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大物東方沖を東進中、船長Bが、接近してくるA船に危険を感じたことから、A船を避けるために左転したものの、A船と衝突した可能性があると考えられるが、本事故によって生じた負傷により、本事故前後の記憶を喪失したので、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大物東方沖において、北北西進中のA船と東進中のB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一定の方向だけに見張りを行わないこと。・ 操船者の前に同乗者を乗せると操船の妨げになるおそれがあるので留意すること。
--	---

付図1 事故発生経過概略図

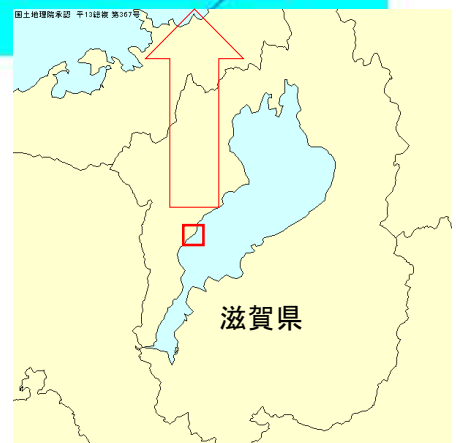


写真1 A船



写真2 船長Aの着座状況



写真3 B船



写真4 衝突状況（A船とB船の損傷の一番激しいところが一致）



写真5 衝突状況（衝突角度は、ほぼ直角）

